

◎新潟県訓令第1号

土木部河川管理課
地域振興局

新潟県河川監理員規程（昭和40年3月新潟県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(職務権限) 第3条 監理員は、法第20条、第23条、 <u>第23条の2、</u> <u>第24条から第27条まで、</u> 第30条、第31条第2項、 第55条第1項若しくは第57条第1項の規定若しく は第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若し くは新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例 第65号）の規定又はこれらの規定に基づく処分に 違反している者（法第75条の規定による処分又は 第90条第1項の規定による条件に違反している者 を含む。）に対して、その違反を是正するために必 要な措置をとるべき旨を指定する権限を行使する ものとする。	(職務権限) 第3条 監理員は、法第20条、第23条から第27条ま で、第30条、第31条第2項、第55条第1項若しく は第57条第1項の規定若しくは第28条若しくは第 29条の規定に基づく政令若しくは新潟県河川法施 行条例（平成11年新潟県条例第65号）の規定又は これらの規定に基づく処分に違反している者（法 第75条の規定による処分又は第90条第1項の規定 による条件に違反している者を含む。）に対して、 その違反を是正するために必要な措置をとるべき 旨を指定する権限を行使するものとする。